

# 薬用植物指導員に関する規程

平成23年	4月	1日	制定
平成24年	5月	31日	一部改正
平成29年	6月	2日	一部改正
令和元年	6月	3日	一部改正
令和4年	6月	2日	一部改正

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という）が定款第3条の目的事項を達成するための一手段として設置する薬用植物指導員に関する規程である。

第2条 この規程でいう薬用植物指導員とは、薬用植物・生薬に関する専門的な説明、解説、指導、相談等を行うことができる人材をいう。

第3条 薬用植物指導員の資格は、次の各号のいずれかにより取得することができるものとする。

- (1) 当法人が実施する「薬用植物指導員資格取得」講習会を受講し、修了試験に合格した者。
- (2) 薬用植物・生薬に関する教育、研究あるいは事業に10年以上従事し、当法人学術委員会が承認した者。

第4条 第3条1号の講習を受講できる者は、薬用植物・生薬に関わる教育、研究あるいは事業に3年以上従事した経験を有する者とする。

第5条 第3条1号により取得した資格の有効期間は、取得日より3年間とする。

第6条 第3条1号により取得した資格は、一定期間内に本協会が指定する事業に参加して知識および技能の習得に努め、必要な更新ポイントを取得することにより更新される。

- 2 前項の更新に必要なポイントは、3年間で20ポイント以上とする。
- 3 前項の期間はポイント取得事業が開催出来ない事が確認された場合は、所管委員会の決定で延長することが出来る。
- 4 更新ポイントは、2時間の事業参加で1ポイント付与することを原則とし、実施事業ごとに更新ポイントを事前公表する。
- 5 更新ポイントの付与事業において、講師として参加した場合には規定の3倍ポイントを、助手等として参加した場合には規定の2倍ポイントを付与する。
- 6 資格失効した者が、新たに3年間で20ポイント取得した場合は資格を復旧することが出来る

第7条 第3条1号により取得した資格を3期9年間にわたり維持した者で10年間に70ポイント以上を保持している者には永久資格を授与する

- 2 第3条2号により資格を取得した者は、資格取得の時から永久資格者とする。
- 3 前1、2項で永久資格を得た者には「薬用植物専門指導員」の呼称を与える。

第8条 薬用植物指導員資格取得講習会、更新ポイント付与事業の実施および資格認定に関する業務は当法人学術委員会が所管し、薬用植物指導員の活用等全般に関わる業務は当法人薬用植物園事業管理委員会が所管する。

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則 この規程の変更は、令和4年6月2日より施行する。